

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語)	(用語)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 新規上場等  金融商品等の新規上場（特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち委託金融商品取引所の業務規程その他の規則において当該市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等の銘柄が特定されているものをいう。以下同じ。）のための金融商品等の新規上場を除く。）、上場有価証券の上場市場の変更（次条第7号に定めるものを除く。）、上場有価証券の内訳区分の変更（同条第7号に定めるものを除く。）、上場有価証券の市場第一部銘柄への指定、上場有価証券の不適当な合併等に係る猶予期間からの解除、JASDAQの上場会社に対する業績等に係る上場廃止基準の適用除外及びマザーズの上場会社に対する売上高に係る上場廃止基準の適用除外をいう。	金融商品等の新規上場（特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち委託金融商品取引所の業務規程その他の規則において当該市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等の銘柄が特定されているものをいう。以下同じ。）のための金融商品等の新規上場を除く。）、上場有価証券の上場市場の変更、上場有価証券の市場第一部銘柄への指定及び上場有価証券の不適当な合併等に係る猶予期間からの解除をいう。
(7) (略)	(7) (略)
2 (略)	2 (略)
(当法人が行う自主規制業務等)	(当法人が行う自主規制業務等)
第3条 当法人は、委託金融商品取引所の委託を受けて、次の各号に掲げる自主規制業務を行う。	第3条 当法人は、委託金融商品取引所の委託を受けて、次の各号に掲げる自主規制業務を行う。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 上場有価証券の指定替え、上場市場の変更（申請に基づき上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の上場市場の変更に限る。以下同じ。）又は内訳区分の変更（申請に基づき内訳区分の変更の承認を受けた上場会社が、当該申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の内訳区分の変更に限る。以下同じ。）に係る審査	(7) 上場有価証券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査
(8)～(10) (略)	(8)～(10) (略)
(金融商品等の新規上場等に係る審査)	(金融商品等の新規上場等に係る審査)
第26条 (略)	第26条 (略)
2 当法人は、委託金融商品取引所の市場に新規	2 当法人は、委託金融商品取引所の市場に新規

<p>上場等を申請した者（マザーズの上場会社に対する売上高に係る上場廃止基準の適用除外に関する書類を提出した者を含む。）に対し、前項の審査のために必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成等を求めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(上場有価証券の指定替え等に係る審査)</p> <p>第37条 当法人は、上場有価証券について、委託金融商品取引所が定める上場有価証券の指定替え、上場市場の変更又は内訳区分の変更に関する基準に該当するかどうかの審査を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。</p>	<p>上場等を申請した者に対し、前項の審査のために必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成等を求めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(上場有価証券の指定替えに係る審査)</p> <p>第37条 当法人は、上場有価証券について、委託金融商品取引所が定める上場有価証券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに関する基準に該当するかどうかの審査を行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--